

国土利用計画（岐阜県計画）

平成8年7月4日 議決
平成8年7月15日 決定
平成8年7月15日 公表

目 次

前 文

1 県土の利用に関する基本構想	1
(1) 県土利用の基本方針	1
(2) 地域類型別の県土利用の基本方向	4
(3) 利用区分別の県土利用の基本方向	6
2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び その地域別の概要	9
(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	9
(2) 地域別の概要	11
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	14
(1) 公共の福祉の優先	14
(2) 国土利用計画法等の適切な運用	14
(3) 地域整備施策の推進	14
(4) 県土の保全と安全性の確保	15
(5) 環境の保全と県土の美しさ及びゆとりの確保	15
(6) 土地利用の転換の適正化	17
(7) 土地の有効利用の促進	18
(8) 市町村計画の策定等	20
(9) 都市計画制度の運用	20
(10) 県土に関する調査の推進と成果の普及・啓発	20
(11) 指標の活用と進行管理	20

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、岐阜県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関し基本的事項を定めるものであり、国が定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び市町村が定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに国土利用計画体系を構成し、県土の利用に関する行政上の指針となるとともに、市町村計画及び岐阜県土地利用基本計画の基本となるものである。

なお、この計画は、全国計画の改定及び社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

1 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針

ア 県土利用の基本理念

先人のたゆみない努力によって守り育てられた県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。

このため、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分踏まえながら、県民の健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を目指すとともに、本県の持つ地域特性を生かしながら、総合的かつ計画的に行わなければならない。

この基本理念の下に、人と人、人と自然が永続的に共生しながら、活力とゆとりある「日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」を進めるには、自然のシステムにかなった持続可能な県土づくりに向けて、県民みんなが考え、実践する、たゆみない努力を重ねていかなければならない。

イ 県土利用をめぐる条件の変化

本県は、日本の「まん真ん中」にあつて、古来から東西の文化・交流の接点として、多様な伝統・文化を育み、また3,000m級の山々から海拔0mの平坦地まで起伏に富んだ地形を有しており、豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれている。

このように豊富な地域の資源を最大限に活用し、「21世紀型生活文化」を先取りする新しい形のリゾート整備である「ニュー・リゾート基地構想」を展開し、さらに、東海北陸自動車道、東海環状自動車道、中部縦貫自動車道の「新高速三道」等の整備による県土1時間交通圏の確立、情報化時代に対応した「高度情報基地ぎふ」づくりを推進する等、安心して便利、かつ快適で活力ある地域づくりや創造的風土づくりを進めなければならない。

こうした取り組みの中で、今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

(ア) 高齢化が進行し、少子化が定着する中で、人口は住宅取得等を理由とする社会増の継続が見込まれ、今後緩やかに増加するものと見通される。

都市化は、地方中核都市が拠点性を高める等、その態様を変化させながら緩やかに進展するものと見通される。

また、経済社会諸活動は、ボーダーレス化、情報化及び技術革新が進展する中で、交流の活発化、ソフト化・サービス化の傾向をより一層強め、産業の高付加価値化や構造変化等を伴いながら、成熟化に向かっていくものと見通される。

このような事情から、全体としては地目間の土地利用転換の圧力は弱まるものの、なお、都市化の進展、経済社会諸活動の安定的拡大等が進むと考えられ、土地需要の調整及び効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

(イ) 他方、県土が災害に対してぜい弱な構造を有しているという要因に加えて、近年、自然災害の恐れのある地域への居住地の拡大が進むとともに、都市においてはライフラインへの依存度が高まり、農山村においては、特に山間地域などで農林業従事者の減少・高齢化、過疎化の進行等により、県土資源の管理水準の低下が懸念されていることなどから、災害に強い安全な県土づくりの要請が一層高まっている。

一方、地球規模の環境問題の顕在化をはじめ、大気汚染や水質の汚濁、廃棄物の増加等による都市・生活型の公害問題に対応する必要性が一層高まっている。

さらに、生活水準の向上、余暇時間の増大等により、県民の価値観の高度化・多様化が進む中で、心の豊かさを求める傾向や自然とのふれあいに対する志向が高まっている。

このような県民の要請にこたえるためには、県土利用の質的向上を図ることが特に重要である。

ウ 計画期間における課題

このため、今回の計画期間における課題は、限られた県土資源を前提として、その有効利用を図りつつ、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うこと、また、全体としては土地利用転換の圧力が低下するという状況を県土利用の質的向上をより一層積極的に推進するための機会としてとらえ、県土利用の質的向上を図ることである。

これらの課題への対応に際しては、長期にわたる内外の潮流変化をも展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

(ア) 土地需要の量的調整に関しては、まず、増勢は鈍化するもののなお増加する都市的土地利用について、土地の高度利用及び工場跡地等の低未利用地の有効利用を促進することにより、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な新市街地の形成を図る。

他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある生活環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。また、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系に影響を与えること等にかんがみ、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

(イ) 県土利用の質的向上に関しては、県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、①安全で暮らしやすい県土利用、②人と自然が共生する持続可能な県土利用、③美しくゆとりある県土利用といった観点を基本とすることが重要である。

a 安全で暮らしやすい県土利用

災害に強い安全な県土づくりのためには、地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本として、地域防災拠点の整備、バックアップシステムの整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化等を進める必要がある。

また、水系の総合的管理、県土面積の8割を占める森林のもつ県土保全機能の向上等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

b 人と自然が共生する持続可能な県土利用

自然環境は、その構成する様々な要素が相互に影響を及ぼし、微妙な均衡を保ちながら存在している。

豊かで固有の自然環境を形成する本県の特性にかんがみ、自然の健全な物質循環の維持、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、生物の多様

性が確保された自然の保全・創出とそのネットワーク化、省資源・省エネルギー・リサイクル対策を基本に、地球にやさしい総合的な環境対策の推進等を図ることにより、自然のシステムにかなった持続可能な県土利用を進めていく必要がある。

c 美しくゆとりある県土利用

都市においては、緑地空間や水辺空間の確保、土地利用の高度化等により、ゆとりある都市環境を形成し、農山村においては、地域の活性化を図りつつ、緑資源の確保や農山村景観の保全を図るなど、地域の自然的・社会的条件等を踏まえ、快適かつ健康的な生活を支える県土の形成を図る必要がある。

また、本県の風土に培われた古い街並み、伝統的建造物等の歴史的・文化的遺産については、後世に継承していくとともに、個性豊かで魅力ある景観の保全と創造を図り、県民の余暇志向や自然とのふれあい志向へ適切に対応していく必要がある。

(ウ) これらの課題の実現に当たっては、都市における土地利用の高度化、農山村における地域の活性化に配慮した農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、都市的土地利用と自然的土地利用との適切な配置と組み合わせにより調和ある土地利用を進めるなど、県土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。

エ 首都機能の移転については、本県では「岐阜東濃地域」を候補地として積極的に取り組んでいるところである。首都機能の移転や地方分権の推進は、21世紀に向けて新しい社会を築く上での重要な課題であり、その実現は県土の利用に様々な影響を及ぼすことが考えられることから、今後の県土の利用に当たっては、首都機能の移転及び地方分権の進捗状況を十分に踏まえる必要がある。

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

ア 都市

市街地（人口集中地区）については、都市人口が速度を緩めつつもなお増加すること等により、市街地面積の拡大が見込まれることから、その環境を安全でゆ

とりあるものとし、あわせて高度情報社会や国際化の進展などの社会経済情勢の変化に適切に対応できるようにすることが重要である。

このため、道路等の都市基盤施設の整備や情報・文化・交流施設等の都市機能の充実を図りつつ、既成市街地においては、地域内定住の促進に配慮した再開発、地下空間の活用等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。市街化を図るべき地域においては、地域の実情に応じ、都市公園、街路、緑地等を計画的に配置する等、良好な市街化等の整備を進め、市街地周辺部においては、無秩序な市街化や宅地化の防止に配慮する。

また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、地域防災拠点の整備、バックアップシステムの整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置すること、水循環や資源・エネルギー利用の効率化等に配慮した整備を行うことなどにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、歴史的・文化的遺産の保全や美しく良好な街並み景観の形成、緑地及び水辺空間をそれらのネットワーク化に配慮しつつ確保することを通して、美しくゆとりある環境の形成を図る。

特に、引き続き人口の高い伸びが見込まれる中核都市等については、将来の人口、産業等の動向や、当該都市の拠点性の高まり、周辺地域をはじめとする各地域との交流・連携の進展の状況等を見通し、自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

イ 農山村

農山村については、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な国民のニーズに対応した農林業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により、総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。このような対応の中で、優良農用地及び森林を確保するとともに、その整備と利用の高度化を図る。また、あわせて伝統的文化の継承や自然環境と調和した快適で美しい農山村景観の維持・形成を図るとともに、都市との交流を促進する。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあっては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営を営む企業マインド農家等への農用地の集積を図る。農業等の生産条件等が不利な地域にあっては、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化のほか、新たな管理主体の形成、都市住民の参加・協力等複合的な手段を通じて県土資源の適切な管理を図る。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、適正に保全する。あわせて、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

ア 農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、食料の長期的な需給動向を考慮し、農業生産力の維持強化に必要な優良農用地の確保と整備を図る。また、不断の良好な管理を通じて県土保全等農用地の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産活動を推進する。

イ 森林については、地球規模の環境問題の高まりや木材輸出国における資源的制約も考慮し、木材生産等の経済的機能及び県土保全、水資源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保と整備を図る。

また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民の要請に配慮しつつ、適正な利用を

図る。さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

ウ 原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図る。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

エ 水面・河川・水路については、洪水に対する県土の安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図る。

また、その整備に当たっては、自然共生型川づくりを進めるなど、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境等に配慮しながら、自然環境の保全と復元に努めるとともに、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース等の機能の維持・向上を図る。

オ 道路については、地域間の交流・連携を促進し、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。このうち、一般道路の整備に当たっては、安全で、交通弱者にやさしい道路づくりや全県花街道の整備等による快適空間、公共・公益施設の収容空間、防災空間機能等の発揮に配慮するとともに、周囲の環境や景観の保全に十分配慮する。特に市街地においては、環境施設帯の設置、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

また、農道及び林道については、農林業の生産性の向上、農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図る。その整備に当たっては、自然環境や景観の保全に十分配慮する。

カ 住宅地については、人口及び世帯数の増加や高齢化の進行、都市化の進展の動向、県民の多様化したライフスタイル等に対応しつつ、地域特性に配慮した望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、生活関連施設の整備を計画的に進めながら、必要な用地の確保を図る。

また既成市街地においては、既存住宅地の高度利用や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。さらに、21世紀型住宅の開発・普及や高齢者、障害者等に配慮した住みづくりを進めるとともに、災害に対する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図る。

キ 工業用地については、本県経済の活性化を図るため、環境保全、地域社会及び周辺土地利用との調和に配慮しながら、ボーダレス化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向に対応しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図る。

特に、地場産業の生産基盤の強化を図るとともに、先端技術産業の立地を促進するため、その受け皿となる工業団地等の開発に必要な用地の確保を図る。

また、工場移転、業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

ク その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における商業の活性化及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。また、郊外の大型商業施設、流通業務団地等については、周辺の土地利用との調整を図るとともに、地域の景観との調和に配慮する。

ケ 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全や地域間バランス、広域的活用に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、その整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮する。

コ レクリエーション用地については、余暇時間の増大や自然とのふれあい志向が高まり、県民のレクリエーション活動に対する需要が増大していること等を踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整

備を進める。その際、森林、河川等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。

サ 低未利用地のうち、工場跡地等都市の低未利用地については、再開発用地やオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての活用を図り、農山村の耕作放棄地については、森林や農用地、公共用施設用地、農業生産施設用地等としての活用を図るなど、地域の実情や立地条件に応じて積極的に有効利用の促進を図る。

2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は平成17年とし、基準年次は平成4年とする。

イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成17年において、それぞれおよそ219万人、およそ74万世帯に達するものと想定する。

ウ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等をしんしゃくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

オ 県土の利用の基本構想に基づく平成17年の利用区分ごとの規模の目標は、第1表のとおりである。

カ なお、目標数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

第1表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

単位：百ha，%

区 分	平成4年	平成17年	構 成 比	
			4 年	1 7 年
農 用 地	680	658	6.4	6.2
農 地	664	642	6.3	6.1
採草放牧地	16	16	0.2	0.2
森 林	8,699	8,615	82.1	81.3
原 野	20	17	0.2	0.2
水面・河川・水路	271	299	2.6	2.8
道 路	260	331	2.5	3.1
宅 地	338	382	3.2	3.6
住 宅 地	199	223	1.9	2.1
工 業 用 地	39	45	0.4	0.4
その他の宅地	100	114	0.9	1.1
そ の 他	328	294	3.1	2.8
合 計	10,596	10,596	100.0	100.0
市 街 地	171	200	1.6	1.9

(注) 1. 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

2. 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成4年欄の市街地の面積は、平成2年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

3. 構成比については、四捨五入の関係で、合計などがそれぞれの内訳を合計したものと一致しない場合がある。

(2) 地域別の概要

- ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、当該地域の振興を図るため、地域固有の自然的、社会的、経済的特性に対応する土地利用を確保し、環境の保全が図られるよう適切に対処しなければならない。
- イ 地域の区分は、岐阜地域（岐阜市、羽島市、各務原市、羽島郡、本巣郡及び山県郡とする。）、西濃地域（大垣市、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡及び揖斐郡とする。）、中濃地域（関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、武儀郡、郡上郡、加茂郡及び可児郡とする。）、東濃地域（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、土岐郡及び恵那郡とする。）及び飛騨地域（高山市、益田郡、大野郡及び吉城郡とする。）の5区分とする。
- ウ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとする。計画の基礎的な前提となる平成17年における人口は、およそ岐阜地域82万9千人、西濃地域40万2千人、中濃地域41万6千人、東濃地域37万7千人、飛騨地域16万2千人程度とする。
- エ 平成17年の地域別の利用区分ごとの規模の目標は、おおむね第2表の程度となる。

第2表 地域別の利用区分ごとの規模の目標

区 分	岐 阜 地 域				西 濃 地 域			
	平成 4年	平成 17年	構 成 比		昭和 4年	昭和 17年	構 成 比	
			4年	17年			4年	17年
農 用 地	138	130	13.9	13.1	192	186	13.4	13.0
農 地	138	130	13.9	13.1	192	186	13.4	13.0
採草放牧地	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
森 林	592	587	59.6	59.1	1,001	995	70.0	69.5
原 野	1	1	0.1	0.1	1	1	0.1	0.1
水面・河川・水路	60	68	6.0	6.8	61	68	4.3	4.8
道 路	51	62	5.1	6.2	56	66	3.9	4.6
宅 地	104	117	10.5	11.8	75	84	5.2	5.9
住 宅 地	66	74	6.6	7.4	44	49	3.1	3.4
工 業 用 地	9	10	0.9	1.0	10	11	0.7	0.8
その他の宅地	29	33	2.9	3.3	21	24	1.5	1.7
そ の 他	48	29	4.8	2.9	45	31	3.1	2.2
合 計	994	994	100.0	100.0	1,431	1,431	100.0	100.0
市 街 地	84	92	8.5	9.3	28	32	2.0	2.2

(注) 利用区分及び面積の内容については、第1表注記のとおりである。

単位：百ha，%

中濃地域				東濃地域				飛騨地域			
平成 4年	平成 17年	構成比		平成 4年	平成 17年	構成比		平成 4年	平成 17年	構成比	
		4年	17年			4年	17年			4年	17年
142	133	5.8	5.4	106	101	6.9	6.6	102	108	2.4	2.6
139	130	5.7	5.3	104	99	6.8	6.4	91	97	2.2	2.3
3	3	0.1	0.1	2	2	0.1	0.1	11	11	0.3	0.3
2,031	2,012	82.7	82.0	1,182	1,163	76.9	75.6	3,893	3,858	93.2	92.3
5	4	0.2	0.2	7	6	0.5	0.4	6	5	0.1	0.1
52	56	2.1	2.3	33	36	2.1	2.3	65	71	1.6	1.7
58	78	2.4	3.2	46	58	3.0	3.8	49	67	1.2	1.6
68	78	2.8	3.2	58	66	3.8	4.3	33	37	0.8	0.9
41	46	1.7	1.9	31	35	2.0	2.3	17	19	0.4	0.5
9	11	0.4	0.4	8	9	0.5	0.6	3	4	0.1	0.1
18	21	0.7	0.9	19	22	1.2	1.4	13	14	0.3	0.3
99	94	4.0	3.8	106	108	6.9	7.0	30	32	0.7	0.8
2,455	2,455	100.0	100.0	1,538	1,538	100.0	100.0	4,178	4,178	100.0	100.0
18	24	0.7	1.0	29	40	1.9	2.6	12	12	0.3	0.3

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

これらの措置については、「安全で暮らしやすい県土利用」、「人と自然が共生する持続可能な県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」等の視点を総合的に勘案した上で実施を図る必要がある。なお、これらの措置を進めるに当たっては、県民意識の高揚を図るとともに、県民の理解と協力を求めるよう努めるものとする。

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的に対策の実施を図る。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法令等の適切な運用により、また、本計画及び市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地方公共団体等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

(3) 地域整備施策の推進

自立自助を基本とした、活力ある地域づくりを進める中で、地域の個性や多様性を生かしつつ、県土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、さらに広域的交流の必要性が高まっていることから、周辺地域、近隣県等との交流・連携を深めるなど、多様な選択が可能となる総合的な環境の整備を図る。

また、地域整備の基幹となる高速道路のインター周辺にあっては、その地域に与える影響が大きいことにかんがみ、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用を推進する。

(4) 県土の保全と安全性の確保

ア 県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水対策と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性及び超過洪水、土砂災害等への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備を推進する。

また、渇水に強い県土づくりを進めるため、「貯留する」、「節約する」、「調整する」の3つの柱を基本として、安定した水資源の確保、水意識の高揚、水利用の合理化等の総合的な対策を推進する。

イ 森林のもつ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の計画的な整備を進めるとともに、民有林、国有林を通じて関係者の総意の下、川上から川下まで連携を強化することの重要性が高まっていることから、流域を基本的な単位として、地域特性に応じた管理を推進しつつ、森林の管理水準の向上を図る。

その際、林道の整備等地域材の生産、流通及び加工段階における条件整備や林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林管理への県民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図る等、森林管理のための基礎条件を整備する。

ウ 県土レベルにおける安全性を高めるため、災害に配慮した土地利用への誘導、通信ネットワークの代替性の確保、県土保全施設や地域防災拠点の整備、ライフラインの多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図る。

特に、水害、山地災害に対する防災対策を推進するとともに、市街地では、再開発の推進やオープンスペースの確保、避難場所、避難路の整備及び建築物の不燃化を促進する等、総合的な災害防止対策を講じる。

(5) 環境の保全と県土の美しさ及びゆとりの確保

ア 生活環境の保全を図るため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導、工場立地及び市街地整備等における緑地の確保、交通施設等の周辺における緑地帯の設置等を推進する。

二酸化炭素や窒素酸化物等の環境への負荷の低減に資する交通システムや都市

等の形成に配慮した土地利用を図る。また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。

イ 農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、都市における下水処理水の効果的利用、水辺地等の保全による河川、湖沼の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環の確保を図る。また、土壤汚染の防止に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制とリサイクルを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理のため、環境の保全に十分配慮しつつ、地球環境村の整備等に必要な用地の確保を図る。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適正かつ迅速な原状回復に努める。

エ 本県を代表する貴重な生態系をなしている自然や、傑出した自然風景を有する自然等については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。

二次的な自然については、適切な農林業活動や民間等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が減少した地域については、自然の創出と量的確保を図る。この場合、生物の多様性を確保する観点から、植生、生息地等生態系のネットワーク化に配慮する。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。

オ 優れた歴史的・文化的環境を保全・創出するため、土地利用を規制する区域の設定等を行い、開発行為等の規制の措置を講ずるとともに、古い街並みや伝統的建造物群等の景観形成を図る。

また、都市においては、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成により、ゆとりある快適な環境をつくるとともに、農山村においては、特色ある田園景観等の維持・形成を図りつつ、森林、農用地等の緑地空間を自然とのふれあいの場として確保する。その際、「花の都ぎふづくり」を通じて、花に満ちた魅力ある地域づくりを積極的に推進する。

カ 良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等において環境保全上の配慮を行うこと、開発行為等について環境影響評価を実施すること、などにより土地利用の適正化を図る。

(6) 土地利用の転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

イ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、保安林及び機能の高い森林の利用転換を極力避ける等、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下防止に配慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、自然環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

ウ 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

エ 大規模な土地利用転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備、公共サービスの供給計画等との整合を図る。

オ 農山村等における混住化の進行する地域等において、土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、

土地利用規制が相対的に緩い地域において、制度の的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

ア 農用地については、農用地の高度利用を図るため、企業マインド農家等の育成・確保、農地の流動化等を進めるとともに、地域の実情に即して土地改良事業等の農業生産基盤事業を計画的に推進し、優良な農用地として保全・整備する。また、利用度の低い農用地について、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

イ 森林については、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、流域を基本的な単位として、森林資源を計画的に整備し、川上から川下まで一体となった総合的な林業活性化対策を推進する。

その際、自然とのふれあいの場に適した森林については、自然観察の場、野外レクリエーション施設等を整備するなど、森林空間の総合的利用に配慮する。

ウ 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

エ 一般道路については、高規格幹線道路や国・県道等の幹線道路、市町村道に至るまで、それぞれの役割に応じて、適切な機能を発揮し得るよう、計画的な道路整備を推進する。また、交通弱者等に配慮した安全な交通環境を形成しつつ、全県花街道の整備や古い歴史を持つ街並み、街道の保全・復元を図る道路整備など、快適な道路空間の創出を図るとともに、公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化等を推進して、良好な街並み景観の形成を図るなど、道路空間の有効利用を進める。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農用地、森林の適正な維持・管理、生活環境の向上等に資するよう、その整備を推進する。

オ 住宅地については、地域の活性化や定住化に対応した良好な居住環境の整備を推進するとともに、長期的な需給見通しに基づく計画的な宅地の供給を促進する。また、都市地域においては、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。

カ 工業用地については、地域社会との調和及び公害の未然防止を図りつつ、ボーダレス化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信・研究開発インフラ等の整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。

特に、地場産業の生産基盤の強化等を図るとともに、先端技術産業の立地を促進するため、環境への負荷が少なく、地域に開かれた工業団地等を計画的に整備する。また、既存の工業団地のうち未分譲地等の有効利用の促進を図る。

キ 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農用地、森林等としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地等への転換を図る。また、都市地域における低未利用地については、県土の有効利用及び良好な都市環境の形成の観点から、計画的かつ適正な活用を促進する。

ク 県土の有効利用を図るため、都市環境、防災面等に配慮しつつ、河川、道路等と建物等の一体的・立体的整備、市街地における地下空間の活用など複合的な土地利用を図る。

ケ 土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう、誘導する。併せて、定期借地権制度の活用等による有効な土地利用を図る。特に、市街化区域内農地については、宅地化するものと保全するものの区分を踏まえ、これらを活用した計画的なまちづくりを推進する。

(8) 市町村計画の策定等

土地利用は、県、市町村のみならず、県民一人ひとりが密接な関わりを有していることから、県土の利用に関する諸計画に住民の意向を反映し、地域の実情を踏まえたものとするとともに、計画に基づいた諸施策の実効性と円滑な推進を図るため、市町村計画のより積極的な策定を進める。

(9) 都市計画制度の運用

都市地域において、都市化の進展や土地利用の動向に適切に対応しつつ、計画的に市街地を整備するとともに、市街地周辺部における無秩序な市街化や宅地化を防止し、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画制度の積極的な運用を図る。

(10) 県土に関する調査の推進と成果の普及・啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査はじめ各種の県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。また、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

(11) 指標の活用と進行管理

適切な県土の利用に資するため、本計画の推進等に当たって各種指標の活用を図る。また、本計画の進捗に応じて、各種措置の見直し等の検討を行うなど、本計画及び関連する諸計画の進行管理を実施する。